別表十の二（一）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特別控除額の個別帰属額　(8)又は(22)×$\frac{(8)}{(19)}$)×$\frac{40}{100}$×(11)　(12)」、「特別控除額　(13)又は(22)×$\frac{(13)}{(19)}$)×$\frac{40}{100}$　(14)」及び「特別控除額　(15)又は(22)×$\frac{(15)}{(19)}$)×$\frac{40}{100}$　(16)」の各欄は、各連結事業年度において租税特別措置法施行令第39条の90第６項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額若しくは軽減対象連結欠損金額がある場合又は同項に規定する全軽減対象連結所得金額が同項に規定する全連結所得金額を超える場合（第５号において「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合」という。）にはそれぞれ「(8)又は」、「(13)又は」及び「(15)又は」を消し、その他の場合にはそれぞれ「又は(22)×$\frac{(8)}{(19)}$)」、「又は(22)×$\frac{(13)}{(19)}$)」及び「又は(22)×$\frac{(15)}{(19)}$)」を消すこと。

3　「特定事業に係る連結所得の金額　(13)」及び「特定事業に係る連結所得の金額　(15)」の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の90第３項及び第７項の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

4　「特別控除額　(15)又は(22)×$\frac{(15)}{(19)}$)×$\frac{40}{100}$　(16)」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）附則第117条第４項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）に規定する旧認定法人については、同欄中「40」とあるのは、「35」として記載すること。

5　「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算」の各欄は、各連結事業年度において特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合に記載すること。

6　「特定事業軽減対象連結欠損金額の合計額　(20)」及び「軽減対象連結欠損金額の合計額　(21)」の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の90第６項及び第７項の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十一(一)の表中「経過措置の適用を受ける場合　((14)、(15)、(16)又は(17))×（25％又は50％）」を「経過措置の適用を受ける場合　((14)、(15)、(16)又は(17))×25％」に改め、同表の記載要領第11号中「「経過措置の適用を受ける場合　((14)、(15)、(16)又は(17))×（25％又は50％）　(18)」」を「「経過措置の適用を受ける場合　((14)、(15)、(16)又は(17))×25％　(18)」」に改め、同号後段を削る。

別表十一(一の二)の表中「経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額　(6)×（25％又は50％）」を「経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額　(6)×25％」に、「平成10年４月１日から平成12年３月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額」を「平成10年４月１日から平成12年３月31日まで又は平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額」に改め、同表の記載要領第11号中「「経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額　(6)×（25％又は50％）　(7)」」を「「経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額　(6)×25％　(7)」」に改め、同号後段を削り、同第六号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

6　「平成10年４月１日から平成12年３月31日まで又は平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額　(29)」の欄は、平成27年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「平成10年４月１日から平成12年３月31日まで又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「又は平成27年４月１日から平成29年３月31日まで」を消すこと。